

日教振第136号
平成28年10月24日

各日本語教育機関設置代表者 殿

一般財団法人日本語教育振興協会
理事長 佐藤次郎
(公印省略)

平成28年度日本語教育機関事務研究協議会の開催について（ご案内）

当協会の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、標記の研究協議会を別紙1の実施要項のとおり開催することとなりました。

今年、日本語教育機関の告示基準(以下、告示基準という。)が7月に公布され、その後8月には同解釈指針が、9月には「日本語教育機関の告示基準」に適合していることの確認方法が法務省のホームページに掲載されましたことは、ご案内のとおりです。

一方、今年も留学生の増加傾向がみられますが、刑法犯・行方不明者は漸減傾向を示しております。

今回の研究協議会では、告示基準等に関する既設校の対応や、諸外国での募集活動や留学生受入れ、中国等からの留学生増加への対応について、各機関からの事例報告等を基に意見交換を行い、情報を共有したいと存じます。

なお、駐日ベトナム大使館のファム・クアン・フン教育担当一等書記官を講師にお招きし、「増加しているベトナム人留学生への生活指導」について講演をしていただくことしております。今後の留学生受入れや在籍管理等に是非活かしていただきたいと思っております。

つきましては、下記事項に御留意の上、研究協議会への参加者の推薦及び事例報告の提出方につきまして、よろしくお願いいたします。

記

- 1 事務研究協議会への参加申込みについて
当協会ホームページに掲載する別紙3の参加申込書に記入の上、平成28年11月18日(金)までに審査部あて**Eメール**でお申込みください。
- 2 事例報告の提出について
当協会ホームページに掲載する別紙2の事例報告を記入の上、平成28年11月18日(金)までに審査部あて**Eメール**で提出願います。
事例報告は、それぞれの日本語教育機関の貴重な事例を配布資料としてまとめ、各機関が共有しようとするものですので、参加の際は是非ご提出くださるようお願いいたします。
なお、配布資料には、機関名は掲載いたしませんことを申し添えます。
- 3 質問等について
4省庁及び協会への質問・要望を希望される場合は、別紙2の6に質問等を御記入の上、予め提出くださるようお願いいたします。

【問合せ先】

審査部：中村・塩原 TEL03-5304-7815

Eメール shinsabu@nisshinkyu.org

平成28年度日本語教育機関事務研究協議会実施要項

1 目的

一般財団法人日本語教育振興協会認定校の事務担当者を対象に、入国・在留手続の知識及び実務の習熟を図るとともに、当面の諸問題について研究協議する。

2 主催

一般財団法人 日本語教育振興協会

3 日時

- (1) 東日本地区 平成28年12月12日(月) 13:00~17:30
(受付: 12:30~12:50)
- (2) 西日本地区 平成28年12月14日(水) 13:30~18:00
(受付: 13:00~13:20)

4 会場

- (1) 東日本地区(東京) 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟310
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1
TEL 03-3467-7201
FAX 03-3469-2277
- (2) 西日本地区(京都) メルパルク京都6階会議場D
〒600-8216 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676-13
TEL 075-352-7444
FAX 075-352-7390

5 参加資格及び人員

- 日本語教育振興協会認定校等の事務担当者で、設置代表者が推薦する者
(各校複数参加可)

6 参加費

- 維持会員校(維持会員会費納入校) 2,000円(1名につき)
その他の教育機関 4,000円(1名につき)
※ 資料代等を含む。当日、受付で申し受けます。

7 研究協議の内容

- 文部科学省・文化庁・法務省・外務省からの説明・報告・質疑応答
○ 佐藤理事長講話「日本語教育機関をめぐる当面の諸問題について」
○ 外部招へい者による講演「増加しているベトナム人留学生への生活指導」
○ 日本語教育機関からの事例報告・協議

平成28年度日本語教育機関事務研究協議会事例報告

当初認定番号	
教育機関名	
記入者	

1. 諸外国での募集活動や留学生受入れについて

日振協の調査によれば、本年の留学生受入れの状況は、中国、台湾、スリランカ、ミャンマー、インドネシア及びモンゴル等に増加傾向が見られ、また、欧州においても一部増加の兆候が見えますが、一方、韓国はほぼ横ばい、ネパールは昨年に比べ回復傾向にあります。

各機関におかれましては、募集活動等で大変御苦労されていることと思いますが、各国の募集活動や選考等留学生受入れに関し、参考となる動きや情報及び問題点等がありましたら、お教えてください。

2. ベトナム人、ネパール人の所在不明者への対応について

毎月の定期報告でもお知らせしておりますが、本年における所在不明者の数は、ベトナム人留学生が引き続き漸減傾向にあり(ここ3か月は二桁を記録して憂慮していますが)、これは各機関の防止対策が功を奏しているのではないかと認識しております。

つきましては、所在不明者が発生した場合の原因究明、その結果措置された防止対策についてお教えてください。また、ネパール人についても併せて教えてください。

参考

(1) 平成26年(1年間)

総数：193人 [内訳：ベトナム人149人 ネパール人27人]

(2) 平成27年(1年間)

総数：195人 [内訳：ベトナム人132人 ネパール人33人]

3. 授業料等の払い戻しについて

日本語教育機関の告示基準に、新たに〔学則〕へで払い戻しに関する事項が明記されました。特に維持会員校は、これまで日本語教育機関による留学生の受入れに関するガイドライン(平成15年6月11日 日本語教育振興協会維持会員協議会制定)に基づき適切に対応されていると認識しておりますが、それでも日振協への苦情相談は後を絶ちません。留学生の相談を聴いていると、学校側の説明不足が目立つ気がします。このような苦情が出ないように、どのように留学生に説明責任を果たしているか、具体的にお教えてください。

4. 「日本語教育機関の告示基準」に適合していることの確認方法について

平成28年9月30日付けの法務省のHPに標記のことについて掲載されました。それによると、誓約書等を平成29年2月末日までに御提出いただいた日本語教育機関については、法務省及び文部科学省による提出書類の確認の結果、告示基準に適合していない点が認められないと判断された場合、平成29年8月1日以前に行う法務省告示の改正に併せて、別表第1の1に掲載されることとなります。と明記されています。

そこで、次の質問のどちらかにの上お答えください。

(1) [] 平成29年2月末日までに提出する予定

(2) [] 平成29年3月以降に提出する予定

つきましては、(1)にチェックを入れた場合は準備状況を、(2)にチェックを入れた場合は、提出できない課題等についてお教えてください。

--

5. その他、本協議会に際し、御意見・御要望があればお書きください。

--

6. 文部科学省、文化庁、法務省、外務省及び日振協への質問・要望事項がありましたら記入してください。

回答を希望する機関に☑をしてください

回答希望機関	<input type="checkbox"/> 文部科学省 <input type="checkbox"/> 文化庁 <input type="checkbox"/> 法務省 <input type="checkbox"/> 外務省 <input type="checkbox"/> 日振協
【質問・要望事項】	

(別紙3)

平成28年度日本語教育機関事務研究協議会

平成 年 月 日

一般財団法人日本語教育振興協会理事長 あて

当初認定番号:		代表者名:	
機関名:			
電話番号:			

標記の研究協議会に下記の者を推薦し、参加申込みをします。

記

参加地区	<input type="checkbox"/> 東日本地区 <input type="checkbox"/> 西日本地区	
ふりがな 氏名		
職名		
業務経験年数		

平成28年11月18日までに審査部(Eメール shinsabu@nisshinkyo.org)あて送付願います。